高齢者と介護者の生活を支援します

# 高齢者福祉サービス

各サービスの右上の数字 1 ～ 6 は担当の問い合わせ先を表しています。担当または高齢者総合相談センターにお問い合わせください（下表参照）。

免 マークのサービスは自己負担の免除制度があります。

## 各サービスの担当問い合わせ先

| | 担当窓口 | 電話・ファックス |
|---|---|---|
| 1 | 高齢者支援課高齢者相談第一係（本庁舎2階） | ☎(5273)4593 FAX(5272)0352 |
| 2 | 高齢者支援課高齢者相談第二係（本庁舎2階） | ☎(5273)4254 FAX(5272)0352 |
| 3 | 高齢者支援課高齢者支援係（本庁舎2階） | ☎(5273)4305 FAX(5272)0352 |
| 4 | 地域包括ケア推進課介護予防係（本庁舎2階） | ☎(5273)4568 FAX(6205)5083 |
| 5 | 地域包括ケア推進課高齢いきがい係（本庁舎2階） | ☎(5273)4567 FAX(6205)5083 |
| 6 | 新宿区社会福祉協議会（高田馬場1―17―20） | ☎(5273)9191 FAX(5273)3082 |

## 高齢者総合相談センター問い合わせ先

特別養護老人ホームへの入所の申請・相談や、高齢者への虐待に対する通報・相談も受け付けています。

| センター | 所在地 | 電話・ファックス |
|---|---|---|
| 四谷 | 四谷三栄町10―16 四谷保健センター等複合施設4階 | ☎(5367)6770 FAX(3358)6922 |
| 箪笥町 | 北山伏町2―12 あかね苑新館内 | ☎(3266)0753 FAX(3266)0786 |
| 榎町 | 弁天町50 牛込保健センター1階 | ☎(5227)1757 FAX(5227)1758 |
| 若松町 | 戸山2―27―2 戸山シニア活動館1階 | ☎(5292)0710 FAX(5292)0716 |
| 大久保 | 百人町2―8―13 Fiss1階 | ☎(5332)5585 FAX(5332)5592 |
| 戸塚 | 高田馬場1―17―20 区社会福祉協議会1階 | ☎(3203)3143 FAX(3203)1550 |
| 落合第一 | 中落合2―5―21 聖母ホーム内 | ☎(3953)4080 FAX(3950)4130 |
| 落合第二 | 西落合4―11―21 落合第六小学校内幼稚園舎 | ☎(5988)9281 FAX(5988)9282 |
| 柏木・角筈 | 西新宿4―8―35 西新宿シニア活動館3階 | ☎(5309)2136 FAX(5309)2137 |
| 区役所 | 歌舞伎町1―4―1 高齢者支援課内(本庁舎2階) | ☎(5273)4593 ☎(5273)4254 FAX(5272)0352 |

## 一人暮らしや高齢者のみの世帯の方へ～安心して暮らせるようサポートします

### 布団を清潔に保ちたい 3
### 寝具乾燥消毒サービス

65歳以上のみの世帯(日中同様の状態の世帯含む)の方や寝たきりの方等で、寝具の衛生管理が難しい方に、寝具の乾燥消毒(年11回／9月を除く)と水洗い(年1回／9月)をします。

【自己負担】乾燥消毒は1回200円、水洗いは1回410円 免

### 食事を作るのが困難 3
### 配食サービス

65歳以上のみの世帯(日中同様の状態の世帯含む)の方が対象です。月～金曜日の希望する曜日に、安否確認も兼ねてご自宅に昼食(弁当)をお届けします。

【自己負担】1食500円

### 緊急事態に備えて 3
### 緊急通報システム

65歳以上のみの世帯(日中・夜間、同様の状態の世帯含む)で、慢性疾患があるなど日常生活を営む上で常時注意を要する方が対象です。自宅での緊急事態に備え、警備会社へ通報できる無線発報器を設置します。

【自己負担】設置費用1,900円 免

### 火の不始末が心配 3
### 火災安全システム

65歳以上のみの世帯（日中・夜間、同様の状態の世帯含む）で防火の配慮が必要な方に、電磁調理器等を設置します。

【自己負担】機器の設置費用等の1割 免

### 急な病気やけがで支援が必要 3
### 回復期生活支援サービス

65歳以上のみの世帯(日中同様の状態の世帯含む)で、退院直後や骨折の治療中などのため一時的に身体機能が低下している方に、3か月を限度に家事援助(調理・掃除等)や身体介護(通院・食事介助等)を行うヘルパーを派遣します。

【自己負担】介護保険サービスの利用者負担割合が、▶1割の方…1時間300円、▶2割の方…1時間600円、▶3割の方…1時間900円 免

### 認知症で身近に介護者がいない 3
### 一人暮し認知症高齢者への生活支援サービス

65歳以上の一人暮らしの認知症の方で、区内在住の介護者がいない方に、年間（4月1日～翌年3月31日）最大24時間まで家事援助(調理・掃除等)や身体介護(通院・食事介助等)を行うヘルパーを派遣します。

【自己負担】介護保険サービスの利用者負担割合が、▶1割の方…1時間300円、▶2割の方…1時間600円、▶3割の方…1時間900円 免

### 電球の交換等ができずに困っている 6
### ちょこっと・暮らしのサポート事業

区社会福祉協議会が紹介するボランティアが「日常生活の困りごと」をお手伝いします。

【自己負担】ご依頼内容や状況に応じて有償（基準金額1時間800円）と無償のサポート事業があります（75歳以上の一人暮らしの世帯または75歳以上の方を含む65歳以上の高齢者のみの世帯の「30分程度で解決できる困りごと」は無償）。

### 一人暮らしで不安 2
### 「ぬくもりだより」の訪問配布

75歳以上で一人暮らしの方を対象に、安否確認・見守りを目的として、情報紙「ぬくもりだより」を月2回、ご自宅へ訪問配布します(無料)。

### 近所に知り合いがおらず不安 6
### 地域見守り協力員

75歳以上で一人暮らし、または75歳以上のみの世帯(日中同様の状態の世帯含む)の方に、区社会福祉協議会のボランティア(地域見守り協力員)が、月2回程度、安否確認等のため訪問します(無料)。

## いきいきと生活するために

### 「地域で元気!」を応援する 4
### 介護予防教室

運動習慣を身に付けて、いつまでも健康な毎日を過ごすためのきっかけとヒントを紹介します。申し込みが必要な有料の教室(1回100円。応募者多数の場合は抽選)と、申し込み不要の無料の教室(当日会場で先着順)があります。

### 楽しく介護予防 4
### 新宿いきいき体操

加齢に負けない身体をつくる区の介護予防体操です。地域センターで行う講習会では新宿いきいき体操サポーターが指導します。

### 歩行に不安がある 3
### 敬老杖の支給

65歳以上で歩行に不安のある方に杖を支給します(無料)。

### 聞こえが悪い 3
### 補聴器の支給

70歳以上で聴力が低下した方に補聴器を支給します（障害者の制度で支給されている方は対象外)。

【自己負担】2,000円 免

### 地域支え合い活動の拠点 5
### ささえーる 薬王寺(薬王寺地域ささえあい館)

「地域のために何かしたい」「地域の中で何か始めてみたい」といった思いのある方に、さまざまな講座を開催しています。

また、高齢者等の支援を目的とした「地域支え合い活動」を行う方は世代を問わず、どなたでもご利用できるほか、60歳以上の方のいきがいづくり活動や憩いの場としてもご利用できます。

### 健康増進と交流の場 5
### ふれあい入浴

60歳以上の方等に、区内公衆浴場を月4回無料で利用できる入浴証を発行しています。

### 気軽に利用できる憩いの場 5
### シニア活動館 地域交流館 清風園

高齢者が健康でいきがいを持ちながら、仲間づくりなどの交流を深める「憩いの場」です。初めて利用する方は、利用登録をしてください。ボランティア等の社会貢献活動の場でもあるシニア活動館は50歳から、地域交流館・清風園は60歳から利用できます。

### 普段持ち歩くものなどにつけてご活用ください 3
### 高齢者見守りキーホルダー

65歳以上の方に、個別の登録番号「見守りナンバー」を記載したキーホルダー(下写真)とシールを配布し、身に着けていただくことで、徘徊中に保護されたときや外出先で倒れたときなどに、連絡を受けた高齢者総合相談センターが迅速に身元を確認します。お住まいの地域の高齢者総合相談センターまたは高齢者支援課の窓口で配布しています。

表

裏

## 介護を必要とする方とご家族を支援します

### 介護の手を休めてリフレッシュしたい 3
### 介護者リフレッシュ支援事業

65歳以上で認知症または介護保険の「要介護1」以上に認定されている方に、年間(4月1日～翌年3月31日)最大24時間まで家事援助(調理・掃除等)や身体介護(通院・食事介助等)を行うヘルパーを派遣し、日常的に介護している方を支援します。

【自己負担】介護保険サービスの利用者負担割合が、▶1割の方…1時間300円、▶2割の方…1時間600円、▶3割の方…1時間900円 免

### 一人で外出すると道に迷ってしまう 3
### 徘徊高齢者探索サービス

60歳以上で認知症による徘徊(はいかい)のある方を在宅で介護する家族に、位置情報専用端末機を貸し出し、利用料等を助成します。また、委託業者の警備員が現場に急行し、保護するサービスもあります。

【自己負担】月930円 免。

現場急行サービスは1回5,000円(実費)

### 外出できず散髪に行けない 3
### 理美容サービス

65歳以上で介護保険の「要介護4・5」に認定されている方等に、年6回まで（申請月により変わります）出張調髪します。

【自己負担】1回2,000円

### 介護におむつが必要 3
### 高齢者おむつ費用助成

65歳以上で介護保険の「要介護1」以上に認定されている方または入院中の方で、日常的におむつを必要とする方(※)に、費用を助成します(助成は申請書を受理した月から開始)。

【自己負担】助成限度額(月7,000円)内でかかった費用の約1割 免。限度額を超える部分は自己負担

※「身体障害者手帳1・2級」「愛の手帳1・2度」の方、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等に入所している方、介護保険料段階9以上の方は対象外です。

### 介護者の病気・急な用事の際に 1 2
### 高齢者緊急ショートステイ

介護保険の認定を受けた方で緊急の理由が認められる場合は、有料老人ホームに7日間まで滞在できます。

【自己負担】1日3,000円 免

### 介護の情報が欲しい 家族介護者講座・家族会 1 2

高齢者を介護している方、介護の経験がある方を対象に、介護の技術や知識を学ぶ「介護者講座」と、介護者同士の交流会として「家族会」を開催しています。開催ごとに「広報新宿」などで参加者を募集します。介護のため参加が難しい方は、デイサービス、ヘルパー派遣等の利用ができる場合があります。詳しくは、高齢者支援課高齢者相談第一係・第二係へご相談ください。

#### 家族会

日時等詳しくは、「広報新宿」でお知らせします。

| 名　称 | 会　場 |
|---|---|
| 四谷の会 | 四谷保健センター等複合施設(四谷三栄町10―16) |
| フレンズ2 | 高齢者福祉施設神楽坂(矢来町104) |
| フレンズ | 介護老人保健施設デンマークイン新宿(原町2―43) |
| わきあいあい | 特別養護老人ホームマザアス新宿(新宿7―3―31) |
| 大久保・あった会 | 大久保地域センター(大久保2―12―7) |
| ひとやすみの会 | 新宿リサイクル活動センター(高田馬場4―10―2) |
| いっぷくの会 | 特別養護老人ホーム聖母ホーム(中落合2―5―21) |
| かずら会 | 落合第二地域センター(中落合4―17―13) |
| ひととき | 柏木地域センター(北新宿2―3―7) |

#### 家族介護者講座「今日から始めよう 自分らしい最期を迎えるための準備」 講

【日時】7月16日㈫午後1時30分～3時

【会場】区社会福祉協議会(高田馬場1―17―20)

【申込み】6月7日㈮から電話かファックス（3面記入例のとおり記入）または直接、戸塚高齢者総合相談センターへ。先着30名

世帯全員が住民税非課税の方へ

## 介護保険サービス利用時の負担軽減・助成制度をご活用ください

現在、負担軽減・助成を受けている方の認定期間は7月31日㈬までです。更新申請書を6月上旬に発送します。新たに対象となる方は、介護保険課給付係へ申請してください。

※住民税非課税は、平成30年中の所得で判定します。

【問合せ】介護保険課給付係(本庁舎2階)☎(5273)4176・FAX(3209)6010へ。

### 介護保険施設の居住費(滞在費)・食費の負担軽減

次の所得・資産要件の全てに該当する方を対象に、所得に応じた負担段階(下表の3段階)に分け、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設での入所と短期入所生活(療養)介護利用時の居住費(滞在費)・食費の負担額を軽減します。

◆所得要件…世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税

◆資産要件…本人・配偶者の預貯金等の資産が一定基準額(配偶者がいる場合は2,000万円、配偶者がいない場合は1,000万円)以下

利用者の負担段階区分

| 負担段階 | 所得区分 | |
|---|---|---|
| 第1段階 | 生活保護を受けている方 | |
| 第2段階 | 住民税非課税世帯 | 老齢福祉年金を受給している方 |
| | | 合計所得金額(※1)と課税年金収入額と非課税年金(※2)収入額の合計が80万円以下の方 |
| 第3段階 | | 合計所得金額(※1)と課税年金収入額と非課税年金(※2)収入額の合計が80万円を超える方 |

※1年金に係る雑所得がある場合は、合計所得金額から年金に係る雑所得を控除した額を用います。

※2非課税年金とは、遺族年金、障害年金等をいいます。

軽減後の負担限度額（1日当たり）

| | | |
|---|---|---|
| 施設の区分 | | ①特別養護老人ホーム(地域密着型含む)・短期入所生活介護<br>②介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設・短期入所療養介護 |
| 居住費(滞在費) | ユニット型個室 | 第1段階・第2段階の方…820円<br>第3段階の方…1,310円 |
| | ユニット型個室的多床室 | 第1段階・第2段階の方…490円<br>第3段階の方…1,310円 |
| | 従来型個室 | 第1段階の方…「施設の区分」の①は320円・②は490円<br>第2段階の方…「施設の区分」の①は420円・②は490円<br>第3段階の方…「施設の区分」の①は820円・②は1,310円 |
| | 多床室(相部屋) | 第1段階の方…0円<br>第2段階・第3段階の方は370円 |
| 食費 | | 第1段階の方…300円<br>第2段階の方…390円<br>第3段階の方…650円 |

### 介護保険通所系サービス利用時の食費助成

住民税非課税世帯の方、生活保護を受けている方は、次の対象サービス利用時の食費を、1日に付き200円助成します。

【対象サービス】▶通所介護(地域密着型含む)、▶通所介護相当サービス、▶通所リハビリテーション、▶認知症対応型通所介護、▶小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護の通いサービス

※上記と同様の「介護予防」サービスも対象になります。

対象になる通所系サービス事業所は、区に「この助成制度の実施を届け出た区内の事業所」です。

### 介護保険サービス利用時の負担軽減

介護保険サービスの利用者負担額の支払いが困難な方の、次の対象サービスの利用料や居住費(滞在費)・食費の利用者負担額を25%(生活保護を受けている方は個室の居住費（滞在費)のみを100%)軽減します。

【対象サービス】▶訪問介護、▶訪問介護相当サービス、▶定期巡回・随時対応型訪問介護看護、▶夜間対応型訪問介護、▶通所介護（地域密着型含む)、▶通所介護相当サービス、▶認知症対応型通所介護、▶小規模多機能型居宅介護、▶看護小規模多機能型居宅介護、▶訪問看護、▶訪問入浴介護、▶短期入所生活介護、▶短期入所療養介護、▶訪問リハビリテーション、▶通所リハビリテーション、▶特別養護老人ホーム(地域密着型含む)

※上記と同様の「介護予防」サービスも対象になります。

この軽減は、東京都に軽減措置事業を行うことを届け出た社会福祉法人と事業者が提供するサービスを利用した場合にのみ受けられます。

【対象】生活保護を受けている方と、次の全てに該当する方

▶利用者本人を含む世帯全員が住民税非課税、▶世帯の年間収入が基準収入額（※1)以下、▶世帯の預貯金等が基準貯蓄額(※2)以下、▶世帯で自宅以外に土地・家屋等を所有していない、▶負担能力のある親族等に扶養されていない、▶申請時に介護保険料を滞納していない、▶被保険者証に給付額減額等の記載がない

※1 基準収入額…世帯員が1人の場合は150万円。以降、1人増えるごとに50万円を加算(収入には、仕送りや課税対象とならない遺族年金・障害年金・手当等を含む)

※2 基準貯蓄額…世帯員が1人の場合は350万円。以降、1人増えるごとに100万円を加算（預貯金等には有価証券・債券等を含む)

### 家族介護者講演会「笑い×介護」と認知症をテーマに、たまには笑ってストレス解消しよう 講

【日時】7月3日㈬午後2時～4時30分

【会場】若松地域センター(若松町12―6)

【内容】講演「介護の世界を笑いに変えよう」(講師はレギュラー・よしもと芸人)、「あなたの知らない認知症の世界」(木原幹洋・鈴木医院神経内科医師)

【申込み】6月7日㈮から電話かファックス(3面記入例のとおり記入）で高齢者支援課高齢者相談第二係(本庁舎2階)☎(5273)4254・FAX(5272)0352へ。先着80名。

レギュラー

木原幹洋



自転車での加害事故による高額賠償事例が増えています。万が一に備え、自転車の傷害保険・賠償責任保険等に加入しましょう。補償内容等詳しくは、各損害保険会社へ。